

中学校の先生へ

神奈川県教育委員会
教育局指導部高校教育課

神奈川県公立高等学校の志願に係る手続について（お願い）

1 志願資格承認申請書（第15号様式）・学区確認申請書（第22号様式の1及び2）について

令和7年11月29日(土)及び令和7年12月1日(月)から令和8年1月15日(木)（土曜日、日曜日、休日及び令和7年12月29日(月)から令和8年1月3日(土)までを除く。）までに、申請が必要な志願者は、志願資格承認申請、学区確認申請【注1】を行うことになっています。志願資格承認申請書（第15号様式）・学区確認申請書（第22号様式の1及び2）の所定の欄について、中学校長による証明をお願いします。

【注1】横浜市立の高等学校の全日制普通科、単位制の普通科（戸塚高等学校単位制普通科音楽コースを除く。）、総合学科及び定時制総合学科並びに川崎市立の高等学校の全日制又は定時制の普通科への志願者は、学区確認の申請が必要です。ただし、県立の高等学校、横浜市立の高等学校の特別募集、川崎市立の高等学校の特別募集及び横須賀市立横須賀総合高等学校への志願者は、学区確認の申請は必要ありません。

2 「令和8年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」について

「令和8年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」は、次のホームページに掲載しております。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

3 出願方法の違いについて

令和8年度神奈川県公立高等学校入学選抜において、一般募集（共通選抜（二次募集を除く。）、特別募集（在県外国人等、海外帰国生徒（後期募集を除く。）、インクルーシブ教育実践推進校（二次募集を除く。）、中途退学者募集及び別科（以下「2月に行う検査」という。）は、インターネット出願システムによる出願とします。

一般募集（共通選抜（二次募集）及び定通分割選抜）及び特別募集（インクルーシブ教育実践推進校（二次募集）及び海外帰国生徒（後期募集））（以下「3月以降に行う検査」という。）は、紙の入学願書による出願とします。

4 2月に行う検査の手続について

(1) インターネット出願システムの中学校アカウント作成について

ア 県外の中学校、私立の中学校及び海外の日本人学校等からの志願の場合、学校を通じて志願手続を行うため、2月に行う検査ではインターネット出願システムにおいて中学校アカウントが必要となります。中学校アカウントは神奈川県教育委員会が作成するので、**神奈川県教育委員会に、中学校アカウントの作成依頼をお願いします。**

イ 依頼は、次のホームページに掲載のリンク（e-kanagawa 電子申請システム）「令和8年度神奈川県公立高等学校入学選抜 中学校アカウント作成依頼」からお願いします。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsu-netshutsugan.html>

(2) 志願手続について

「令和8年度入学選抜 志願手続の流れ[B]」を御参照ください。

5 調査書の取扱い及び必要書類の提出について

(1) 調査書の記入については、「令和8年度調査書作成上の注意」を参考にしてください。

(2) 「学習の記録」については、貴校で評価した観点別の評価及び評定を御記入ください。中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（3段階による観点別の評価及び5段階による評定）によって作成されていない調査書の場合には、その旨を小計※欄の左余白に御記入ください。

なお、目標に準拠した評価（3段階による観点別の評価及び5段階による評定）であれば、県内の公立中学校出身者の評価及び評定と同等に扱われます。

(3) 第11号様式に記入していただき、原本は学校で保管してください。高等学校に提出する調査書については、原本の複写（コピー）により作成し、志願先高等学校名を記入するとともに、中学校長の職印及び記載者の印を押印し、厳封してください。

(4) 次の提出期間内に、調査書及び面接シート等必要書類を志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に提出してください。

実施検査	提出期間
2月に行う検査	令和8年2月4日(水)から2月12日(木) (土曜日、日曜日及び休日を除く。)
3月以降に行う検査のうち、二次募集 (全日制の課程、定時制の課程(夜間を除く。))	令和8年3月3日(火)から3月9日(月) (土曜日及び日曜日を除く。)
3月以降に行う検査のうち、定通分割選抜 (定時制の課程(夜間)・通信制の課程)	令和8年3月5日(木)から3月10日(火) (土曜日及び日曜日を除く。)

提出の方法については、原則として、中学校が志願先（志願変更したときは、その志願変更先）高等学校へ提出することになっています。郵送の場合には、事故等に配慮いただき、必ず簡易書留等により送付をお願いします。また、海外にある学校の場合には、厳封の上、志願者（保護者）が志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に提出することも可能です。

詳細については、実施要領等取扱い（5～7ページ）を参照してください。

6 「追検査」について（2月に行う検査）

共通選抜、特別募集、中途退学者募集及び別科を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合等、やむを得ない事情により学力検査（クリエイティブスクールにおいては特色検査（面接）、インクルーシブ教育実践推進校特別募集においては面接）若しくは作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全て又は特色検査（県立相模向陽館高等学校に限る。）を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施することとしています。

この手続については、実施要領等取扱い（42～44 ページ）、志願のてびき（全日制・別科8～9 ページ等、定時制・通信制9～10 ページ等）を御確認ください。

なお、中学校が神奈川県外（海外を含む。）である等の事由により、期間内に追検査受検願（第28号様式）の提出ができない場合、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に御相談ください。

7 3月以降に行う検査について

(1) 入学願書について

ア 入学願書は次のホームページからダウンロードし、印刷して御使用ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/63604/12_youshiki1~2.pdf

イ 入学願書の記入内容を確認の上、「中学校長の証明・確認」欄（定時制の課程は、「中学校長の証明・同意・確認」欄）に学校名等必要事項を記入し、中学校長の職印を押印してください。

ウ 全日制の課程（二次募集）、通信制の課程（定通分割選抜）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）については、志願資格を確認の上、□にチェックをつけてください。

定時制の課程（共通選抜二次募集・定通分割選抜）については、志願資格を確認の上、4つある□のうち、共通選抜二次募集の場合は1段目の□に、定通分割選抜の場合は2段目の□にチェックをつけてください。また、川崎市立の高等学校の定時制普通科への志願者は、3段目の□又は4段目の□にチェックが入る場合があります。詳細については、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課（電話(044)200-3243）にお問い合わせください。

(2) 入学願書作成後の手続について

中学校は、調査書を厳封の上、前記5の(4)の提出期間内に志願先の高等学校に提出してください。ただし、厳封の上、志願者（保護者）が志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に提出することも可能です。

なお、調査書を除く書類（面接シート等、必要書類）は、募集期間内に入学願書と併せて提出してください。詳細については、実施要領等取扱い（7ページ）を参照してください。

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課
入学者選抜・定員グループ
電話 (045)210-8084 (直通)